



## 9月10日～16日の自殺予防週間に合わせ 9月に「くらしと健康の相談会(無料)」を開催します

自殺対策基本法で定められた自殺予防週間に合わせて、9月の1か月間、弁護士による法律相談(失業・多重債務・家庭問題等)及び保健師による健康相談を無料で開催します。

圏域	曜日	会場・予約申込先
佐久	火	佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課 佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内 電話:0267-63-3164 FAX:0267-63-3221
上田	金	上田保健福祉事務所 健康づくり支援課 上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内 電話:0268-25-7149 FAX:0268-23-1973
諏訪	木	諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課 諏訪市上川 1丁目 1644-10 諏訪合同庁舎内 電話:0266-57-2927 FAX:0266-57-2953
上伊那	水	伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課 伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内 電話:0265-76-6837 FAX:0265-76-7033
南信州	木※	飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課 飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内 ※第1・2・4 木曜日 電話:0265-53-0444 FAX:0265-53-0469
木曽	水	木曽保健福祉事務所 健康づくり支援課 木曽郡木曽町福島 2757-1 木曽合同庁舎内 電話:0264-25-2233 FAX:0264-24-2276
松本	水	松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内 電話:0263-40-1938 FAX:0263-47-9293
北アルプス	金	大町保健福祉事務所 健康づくり支援課 大町市大町 1058-2 大町合同庁舎内 電話:0261-23-6529 FAX:0261-23-2266
長野	火	長野保健福祉事務所 健康づくり支援課 長野市中御所岡田 98-1 電話:026-225-9039 FAX:026-223-7669
北信	木	北信保健福祉事務所 健康づくり支援課 飯山市静間 1340-1 電話:0269-62-6104 FAX:0269-62-6036

- 圏域毎に曜日を決めて実施します。開催日・実施時間等は各保健福祉事務所にご確認ください。
- 予約制になりますので、各保健福祉事務所へ直接お申し込みください。  
なお、定員になり次第締め切らせていただきます。
- この相談会は、9月のほか、12月、令和5年3月に開催を予定しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には十分配慮して実施します。  
県内の感染状況によっては、急遽開催を中止とする場合がございますので、ご了承ください。  
なお、発熱等の体調不良がある場合、相談は後日とさせていただきます。

### 〇 こころの健康相談統一ダイヤル

月～金(祝日・年末年始除く)

9:30～16:00、18:30～22:30(22時まで受付) 通話料がかかります

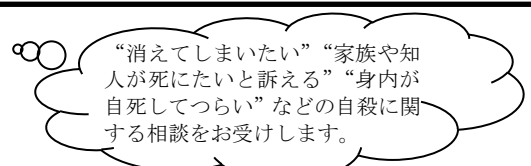
☎0570-064-556

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう



健康福祉部保健・疾病対策課心の健康支援係  
(課長)西垣 明子 (担当)田中 義一  
電話 026-235-7109 (直通)  
026-232-0111 (代表) (内線 2642)  
FAX 026-235-7170  
E-mail kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp

## ※ 報道関係者様へのお願い

自殺関連の報道に当たっては、WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」を御参照ください。

### (厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who\\_tebiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who_tebiki.html)

### (県ホームページ)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/zisatsutaisaku/media.html>

## メディア関係者のためのクイック・レファレンス・ガイド

### ● やってはいけないこと

- ・自殺の報道記事を目立つように配置しないこと。また報道を過度に繰り返さないこと
- ・自殺をセンセーショナルに表現する言葉、よくある普通のこととみなす言葉を使わないこと、自殺を前向きな問題解決策の一つであるかのように紹介しないこと
- ・自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- ・自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- ・センセーショナルな見出しを使わないこと
- ・写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

### ○ やるべきこと

- ・どこに支援を求めるかについて正しい情報を提供すること
- ・自殺と自殺対策についての正しい情報を、自殺についての迷信を拡散しないようにしながら、人々への啓発を行うこと
- ・日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること
- ・有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- ・自殺により遺された家族や友人にインタビューをする時は、慎重を期すること
- ・メディア関係者自身が、自殺による影響を受ける可能性があることを認識すること

WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き（2017年日本語版改訂版）」  
訳 自殺総合対策推進センター

## <お知らせ>

コロナ禍で大変な思いをしている子どもたちへ向けたリレーメッセージ動画を公開しています。  
こちらもぜひご覧ください。

県特設ホームページ2次元コード

YouTube 2次元コード

(URLは予告なく変更される場合があります。)

